

税源移譲を基本とする三位一体改革に関する意見書

地方公共団体は、地域における行政を主体的かつ総合的に広く担うことが求められ、介護保険制度の実施をはじめ、少子高齢化に対応した総合的な地域福祉施策や社会生活基盤の整備・充実など地方における財政需要は今後ますます増大することが予想され、地方税財源の拡充・強化を図ることが急務である。政府は、経済財政諮問会議において、「国と地方のあり方の改革」の柱として、国庫補助金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を「三位一体」で検討し、その改革案を6月にとりまとめるとしている。

この「三位一体の改革」に関して、地方分権改革推進会議は、地方への税源移譲を「増税」まで先送りにする一方、国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税総額の抑制、財源保障機能を大幅縮小する意見書をまとめた。この意見書では、地方交付税を廃止し交付税の法定率分を地方共同税（仮称）に再構築することも「将来の選択肢」としている。

この三位一体の改革にあたっては、地方分権の基本理念を踏まえ、地方分権改革の残された最大の課題である国と地方の役割分担を踏まえた税財源移譲等による地方税財源の充実強化が必要不可欠である。今後の検討においては、地方自治体の意見を十分に踏まえ、対処されたい。

よって、本市議会は、政府に対し、下記事項について、税財源移譲を基本とした三位一体改革の早期実現を強く要望する。

記

- 1 税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するため、所得税から個人住民税へ再配分するなど基幹税を基本とする税財源移譲等を早期に実現し、地方税財源の充実強化を図ること。
- 2 財源保障と財政調整の機能をもつ地方交付税制度の根幹は堅持すること。地方交付税の見直しは、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲の規模等に対応したものとすること。
- 3 国庫補助負担金の廃止・縮減にあたっては、国民の基本的権利を保障する国の責任の後退や単なる地方への財政負担の転嫁としないこと。また、廃止・縮減後、引き続き事務事業が存続するものについては、税源移譲等の財源措置を一体で講じること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 6月13日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量